**人口動態調査とは**

**１．調査目的**　　我が国の人口動態事象を把握し、人口及び厚生労働行政施策の基礎資料を得ること

　　　　　　　　を目的とする。

**２．調査期間**　　令和３年１月１日～令和３年１２月３１日

**３．調査方法**　　市町村長は、出生、死亡、婚姻、離婚及び死産の届書に基づいて人口動態調査票を

　　　　　　　　作成する。

**４．用語の説明**

　　　自　然　増　減：出生数から死亡数を減じたもの

　　　乳児死亡：生後１年未満の死亡

　　　新生児死亡：生後４週未満の死亡

　　　早期新生児死亡：生後１週未満の死亡

　　　死　　　　　産：妊娠満１２週以後の死児の出産

　　　　＊自然死産と人工死産

　　　　　　　人工死産とは、胎児の母体内生存が確実であるときに、人工的処置（胎児または付属物

に対する措置及び陣痛促進剤の使用）を加えたことにより死産に至った場合をいい、そ

れ以外はすべて自然死産とする。

　　　　　　　なお、人工的処置を加えた場合でも、次のものは自然死産とする。

　　　　　　　（１）胎児を出生させることを目的とした場合

　　　　　　　（２）母体内の胎児が生死不明か、または死亡している場合

　　　周産期死亡：妊娠満２２週以後の死産に早期新生児死亡を加えたもの

　　　合計特殊出生率：１５歳から４９歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、１人の女性が

　　　　　　　　　　仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子ども数に相当す

る。

**５．比率の解説**



**６．分母に用いた人口**　　　　秋田県　９４１千人

　　　　　（総務省統計局の資料に基づき、厚生労働省大臣官房統計情報部人口動態・保健社会統計課で推計。）